

江別市まち・ひと・しごと創生有識者会議の在り方について

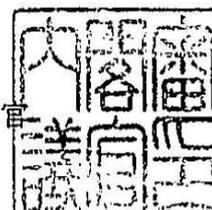
- 江別市まち・ひと・しごと創生有識者会議（以下「有識者会議」という。）は、主に江別市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定と推進を目的に、産業界・関係行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・マスメディア（産学官金労言）による12名の委員で構成され、その任期は3年間となっております。
- 現行の総合戦略が令和6年度をもって終了しますので、少なくとも令和5年度には次期総合戦略の策定作業を行う必要があります。そのため、国や近隣市等の動向を踏まえつつ、どのような会議体にすれば、地方創生がより一層推進されるか検討する必要があると考えております。
- 特に、市民公募委員の在り方につきましては、重要な検討課題と考えております。なお、国の動向、近隣市町等の状況は別添の資料のとおりとなっており、国の通知では「幅広い層の住民をはじめ、産学官金労言士などの多様な主体の参画を得るなど、各々の地域の特性に応じた検討プロセスを経ることが重要であること。」と記載されております。また、他市の状況を見ると、札幌市と恵庭市以外は市民公募委員を入れている状況です。
 - 【参考資料①】
『次期「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定等について（通知）』（令和元年6月21日付け内閣官房、内閣府 連名通知）
 - 【参考資料②】
石狩管内の自治体等における市民参加の取組状況
- こうした状況を勘案し、市民公募委員の在り方につきまして、次回以降の会議の場でご議論いただければと考えております。また、併せて仮に市民公募委員を入れた場合の会議の規模や、次期総合戦略の策定を見据え、委員任期に関してもご議論いただいております。

以上

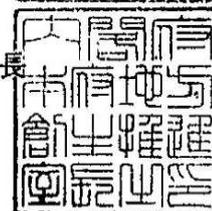
閣 副第 118 号
府地創第 24 号
令和元年 6 月 21 日

各都道府県知事 殿

内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官



内閣府 地方創生推進室 長



次期「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村
まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定等について（通知）

本日、まち・ひと・しごと創生基本方針 2019（以下「基本方針 2019」という。）が閣議決定されました。基本方針 2019 においては、第 1 期（2015～2019 年度）における地方創生の現状等、第 2 期（2020～2024 年度）に向けての基本的な考え方及び各分野の当面の主要な取組等について示されたところです。

今後、国においては、基本方針 2019 に沿って、第 2 期に向けた検討を行い、年内に第 2 期「総合戦略」を策定します。なお、「長期ビジョン」については、現在の人口等の見通しが第 1 期の当初時点における推計と大きく乖離していないことなどを踏まえ、時点修正など必要な検討を行います。

地方においては、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 9 条及び第 10 条に基づき、国の「総合戦略」を勘案し、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）を策定するよう努めなければならないこととされています。

つきましては、基本方針 2019 を踏まえ、各地方公共団体において、地方創生の充実・強化に向け、切れ目ない取組を進めるため、下記の点に御留意の上、次期「地方版総合戦略」の策定を進めていただくようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村長並びに一部事務組合の管理者及び広域連合の長に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 号の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1 策定プロセス等の重要性

次期「地方版総合戦略」の策定に当たっては、各地方公共団体自らが責任を持って社会・経済状況の変化を捉え地域の将来像を考える観点から、幅広い層の住民をはじめ、産官学金労言士などの多様な主体の参画を得るなど、各々の地域の特性に応じた検討プロセスを経ることが重要であること。

また、策定に当たっては、経済圏域における取組なども視野に入れ、行政区域を越えた広域的な連携を考慮する必要があること。

2 効果検証の重要性

まち・ひと・しごと創生に向けた効果的な施策の推進には、PDCA サイクルに基づく効果検証を実践することが不可欠なものであること。したがって、次期「地方版総合戦略」の策定に当たっても、現行の「地方版総合戦略」の進捗を重要業績評価指標（KPI）の達成度等により検証し、実施した施策・事業の効果を分析した上で、必要な改善等を行うことにより、次期「地方版総合戦略」に、より効果的・効率的な取組を盛り込むことが重要であること。

3 手引きの活用

次期「地方版総合戦略」の策定・効果検証に当たって留意すべき事項を「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和元年6月版）」に記載しているので、その趣旨を十分御理解の上、策定作業を進めていただきたいこと。

また、「地方人口ビジョン」についても、留意すべき事項を「地方人口ビジョンの策定のための手引き（令和元年6月版）」に記載しているので、併せて御参照いただきたいこと。

4 通知の発出

地方版総合戦略の策定については、「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について（通知）」（平成26年12月27日閣副第979号。平成27年12月24日閣副第1155号・府地創第1099号により一部改正）により通知しているところであるが、年内に策定する国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を受けて、別途通知する予定であること。

○石狩管内の自治体等における市民参加の取組状況

自治体名	総合戦略の名称	会議名称	市民公募	委員構成	任期
1 江別市	第2期江別市まち・ひと・しごと創生総合戦略	江別市まち・ひと・しごと創生有識者会議	×	学識経験を有する者その他市長が適当と認める者	3年間
2 札幌市	さっぽろ未来創生プラン	さっぽろ未来創生プラン推進有識者会議	×	有識者その他市長が適当と認める者	委嘱年度の年度末
3 恵庭市	第2期恵庭市総合戦略 ガーデンシティプラン ～日本のガーデンシティ（田園都市）がここに～	恵庭創生懇談会	×	地域の関係者「産官学金労言」の中から市長が指名する者	1年間
4 北広島市	第2期北広島市まち・ひと・しごと創生総合戦略	北広島市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議	○	①学識経験を有する者 ②公募に応募した者(市内に住所を有する者に限る。) ③商工業、金融、労働及び教育に関する団体その他の関係団体の代表者又はその推薦を受けた者 ④その他市長が必要と認める者	2年間
5 石狩市	第2期石狩市まち・ひと・しごと創生総合戦略	石狩市総合戦略推進懇話会	○	①学識経験者 ②産業界、金融機関、労働団体及びメディア関係者 ③住民組織の関係者 ④市内に住居または通勤・通学している者のうちから市長が公募した者 ⑤その他市長が必要と認める者	委嘱年度の翌年度 年度末
6 岩見沢市	第2期岩見沢市総合戦略	岩見沢市総合戦略等推進委員会	○	・幅広い年齢層の住民及び産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体等の分野から選出し、市長が委嘱する。 ・上記に規定する委員の一部について、必要に応じ、市長が定める手続により公募して選出するものとする。	規定なし
7 北見市	第2期北見市地方創生総合戦略	北見市地方創生総合戦略策定委員会（策定ののみ） ※フオーアープは、北見市行政評価委員会会で実施	○	産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、工業、メディア、市民公募委員で構成	総合戦略策定まで (半年程度)
8 小樽市	第2期小樽市総合計画	小樽市人口対策会議	○	市長が委嘱する委員 (市民公募を含む)	総合戦略の計画期 間の末日
9 千歳市		千歳市第7期総合計画の一部(名称:人口戦略プロジェクト)として位置づけ			